

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例（勧告・公表規定）
逐条解説

（勧告）

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土地利用行為者又は当該土地利用行為に係る設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。）若しくは工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第10条の規定による通知がされる前に当該土地において協議対象土地利用行為又はその準備行為があったとき。
- (2) 第7条第1項の規定により提出された土地利用行為協議書その他書類に虚偽の記載があるとき。
- (3) 土地利用行為者が第9条に規定する助言又は指導に対して必要な措置をとらなかったとき。

【解説】

- ・ 本条では、当該土地利用行為者又は当該土地利用行為に係る設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。）若しくは工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）に対して、町長が必要な措置を講ずるよう勧告することができることを定めています。
- ・ 第1号、第2号又は第3号に該当したときは、当該土地利用行為者に対して町長は必要な措置を講ずるよう勧告することができます。
- ・ 第1号又は第2号に該当したときは、当該土地利用行為者のみならず、当該土地利用行為に係る設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。）若しくは工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）に対しても町長は必要な措置を講ずるよう勧告することができます。
- ・ 第1号では、第10条の規定による通知（協議終了確認書による通知）がされる前に、協議対象土地利用行為（規則で定める土地利用行為）又はその準備行為があったときのことを定めています。「準備行為」には、樹木の伐採、造成、擁壁の設置、仮設道路・進入路の設置、資材置き場の設置等が含まれます。
- ・ 第2号では、第7条第1項の規定により提出された土地利用行為協議書その他書類（規則で定める土地利用行為協議書その他必要な書類）に虚偽の記載があるときのことを定めています。
- ・ 第3号では、土地利用行為者が第9条に規定する助言又は指導（協議対象土地利用行為の計画が自然保護対策基準に適合しないと認めるときの土地利用行為者に対する町長の助言又は指導）に対して必要な措置をとらなかったときのことを定めています。

(公表)

第16条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者にその理由を規則で定める公表通知書により通知し、意見を述べる機会を与えるとともに、軽井沢町自然保護審議会（軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年輕井沢町条例第24号）に規定する軽井沢町自然保護審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。

【解説】

- ・第1項では、第15条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができることを定めています。なお、公表の方法及び内容については、規則で定めています。
- ・第2項では、公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者にその理由を公表通知書により通知し、意見を述べる機会を与えるとともに、軽井沢町自然保護審議会の意見を聴かなければならないことを定めています。なお、公表通知書の内容及び意見陳述の方法については、規則で定めています。